

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付のご案内

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、在宅で日常生活を営むことに支障のある方に対し、日常生活用具を給付します。
保護者の収入の状況に応じて自己負担があります。



【1. 対象者（次のすべての要件に該当する方）】

- ☐ 藤沢市にお住まいで、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ☐ 「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神保健福祉手帳」をお持ちの方や難病等の方を対象とする日常生活用具の給付等、他の制度による給付を受けることができない方
（「児童福祉法（小児慢性特定疾病医療を除く）」及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施策の対象とならない方）
- ☐ 在宅で日常生活を営むことに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方

【2. 用具の種類】

小児給付の対象となる用具の種目は19品目です。別表1を参照してください。

【3. 自己負担額】

保護者の収入の状況に応じて、自己負担額（扶養義務者が支払うべき額）があります。別表2を参照してください。

また、用具の価格が別表1の基準額を超えた場合は、差額分も自己負担となります。

【4. 申請に必要な書類】

- ☐ 藤沢市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
- ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ☐ 用具の見積書とカタログ等の写し
- ☐ 世帯全員の所得等に関する状況を確認できる書類の写し
 - * 市区町村が発行する、住民税所得割額が確認できるもの
 - * 必要年度・世帯の範囲については子育て給付課までお問い合わせください
 - * 本市で住民税が課税されている方は提出が省略できる場合があります

【5. 給付までの流れ】

- ① 用具の購入前に、子育て給付課へ相談。
- ② 子育て給付課から藤沢市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書を送付。
- ③ 必要な書類を添えて、申請書の子育て給付課へ提出。
- ④ 子育て給付課にて審査後、小児慢性特定疾病日常生活用具給付券を送付。
(却下の場合は、却下決定通知書を送付。)
- ⑤ 購入業者へ用具を発注し、④の給付券を添えて購入。
 - * 給付券に記載されている「扶養義務者が支払うべき額」を購入業者へお支払いください。
 - * 「扶養義務者が支払うべき額」は所得に応じて決定します。
 - * 業者が給付券・請求書を藤沢市へ送付。藤沢市が公費負担分を業者へ支払い。

申請前のご相談窓口・ご不明な点についてのお問い合わせ先

藤沢市役所 子育て給付課 庶務・医療費給付担当
藤沢市朝日町1番地の1 電話：0466-50-3580
FAX：0466-50-8416
受付時間 平日8時30分から17時まで



別表 1

種 目	対 象 者	性 能 等	基準額 (円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次の性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること (1) 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	電動以外の場合 77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580 (年間)
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのあるもの	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520 (年間)
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160 (年間)
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700

チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	170,500
---------	--	----------------	---------

別表 2

世帯の階層区分			自己負担額 (月額)	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1, 100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2, 250	230
D 1 階層	A階層，B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3, 000 円以下	2, 900	290
D 2 階層		3, 001 ～ 5, 800 円	3, 450	350
D 3 階層		5, 801 ～ 8, 700 円	3, 800	380
D 4 階層		8, 701 ～ 13, 000 円	4, 250	430
D 5 階層		13, 001 ～ 17, 400 円	4, 700	470
D 6 階層		17, 401 ～ 22, 400 円	5, 500	550
D 7 階層		22, 401 ～ 28, 200 円	6, 250	630
D 8 階層		28, 201 ～ 58, 400 円	8, 100	810
D 9 階層		58, 401 ～ 75, 000 円	9, 350	940
D10 階層		75, 001 ～ 96, 600 円	11, 550	1, 160
D11 階層		96, 601 ～ 121, 800 円	13, 750	1, 380
D12 階層		121, 801 ～ 175, 500 円	17, 850	1, 790
D13 階層		175, 501 ～ 221, 100 円	22, 000	2, 200
D14 階層		221, 101 ～ 380, 800 円	26, 150	2, 620
D15 階層		380, 801 ～ 549, 000 円	40, 350	4, 040
D16 階層		549, 001 ～ 579, 000 円	42, 500	4, 250
D17 階層		579, 001 ～ 700, 900 円	51, 450	5, 150
D18 階層		700, 901 ～ 849, 000 円	61, 250	6, 130
D19 階層		849, 001 ～ 1, 041, 000 円	71, 900	7, 190
D20 階層		1, 041, 001 円以上	全額	左の負担額の 10%。ただしその額が 8, 560 円に満たない場合は 8, 560 円

※同じ世帯に 2 人以上の対象者が同時に適用を受ける場合、その月の負担額が最も多額な対象者以外の対象者の方については、徴収基準加算月額を適用します。